



# なぜ法務省は、新たな人権救済機関「三三委員会」設置に執念を燃やすのか。

## ほとんどの人権侵害事件は 現行制度で解決しています。

**1** 既に人権侵害救済のための法律が数多くあり、人権擁護委員が全国に配置されています。新たな機関や法律は不要です

毎年、法務省が発表している「人権侵犯事件について」をみれば、2万件以上の「人権侵犯事件」の99%近くが現行制度のもとで解決しており、特に重大・悪質な事案に関し文書を持つて是正をもとめる「勧告」や刑事訴訟法に基づく「告発」はせいぜい数件でしかありません。

第一、人権を擁護するための法律は、「人権擁護施策推進法」「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「人権擁護委員法」「児童虐待の防止等に関する法律」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」「ストーカー規制法」「高齢者虐待防止法」「裁判外紛争解決法」などすでに多数あります。さらに「障害者虐待防止法」も制定されました。

これらの法律に制定当初は予想されていなかった不備が生じていたり、現実に対応できない部分があるのであれば、その個別法を一部改正すれば済むはずです。にもかかわらず屋上屋を重ねる一般法など、不要です。今新たに求められているものがあるとするならば、刑務所の刑務官による人権侵害など「特別公務員による人権侵害を救済する法案位のものでしょう。

また、「人権擁護委員法」によつて、全国各地の自治体では人権擁護委員が任命され活動しています。この法案に不備があるならば、必要な部分を改正すればそれで済むはず。従つて、人権侵害のすべてを包括するような新たな法律や人権救済機関「三三委員会」など全く不要です。

**2** 根拠薄弱な、法務省や人権侵害救済法案を推進している人々の主張

法務省は、「人権侵害を受けた人の救済が今の司法の下においては時間がかかりすぎ、人権擁護が十分でない」、「裁判を起すには弁護士費用や訴訟費用が必要で、判決まで時間がかかるため当事者に相当の負担がかかる」、「結局泣き寝入りのケースとなる」などとしています。が、本来、人権侵害の救済は公正中立な裁判所が行う仕事です。告発者と告発された者の互いに異なる主張を聞いて、一体、裁判所以外の誰が公正に判定できるでしょうか。人権侵害の救済という美名のもと、一行政機関にすぎない人権委員会に裁判所以上の強い権限を与えてしまつてもよいのでしょうか。行政機関があらゆる「人権侵害」の救済に乗り出そうとするのは、そもそも筋違いです。

また、推進派の人々は、何故人権侵害救済法が必要なのかという理由を、現行の行政救済制度では救

済されない人権侵害があるからだとして、外国人に対する賃貸住宅への入居拒否や店舗への入店拒否、学校でのいじめ、障害者への虐待、夫以外の者（恋人など）からの暴力、などを挙げています。

しかし、学校でのいじめは、学校や教育委員会が解決すべき問題で、人権委員会が直接教育現場に乗り込んで子供たちを取り調べよとでもいうのでしょうか。それに、逐一教育現場に介入して解決しようとするのであれば、人権擁護委員の数はいくらあつても足りません。

また、障害者への虐待については、「障害者虐待防止法」が制定されましたし、夫以外の者からの暴力は、「配偶者暴力防止法」を手直しすればすむはずですが、

さらに、外国人に対する賃貸住宅への入居拒否や、店舗などにおける「外国人入店お断り」などといった問題は、差別意識の問題です。このような差別をなくすためには、差別意識そのものの解消が必要であつて、これは教育や啓蒙レベルの問題です。

石原都知事が「女性差別発言をした」として問題例にあげていますが、こうした政治家の発言などは、マスコミに訴えたり、選挙の際に訴えたりして、有権者が判断すれば済むことです。

このような不適切な事例まであげて人権侵害救済法を強引に成立させようとするれば、社会生活の隅々まで人権委員や人権擁護委員が無理やり入り込んでくることは必定です。つまり人権委員や人権擁護委員による国民生活の監視は日常的なものとなり、社会主義国家や独裁国家並みの監視国家を招来してしまいます。これは自由社会を根底から脅かす極めて危険な事態です。

**3** 明確な目的も権限も示さないまま、「三三委員会」を設置することは憲法違反の疑いがあります

人事院、国家公安委員会、公正取引委員会、公安審査委員会等のことを、一般に「独立行政委員会」と呼んでいます。つまり「内閣の所轄の下にあるが、内閣から独立して職権を行使する行政機関」、言い換えれば「形式的には内閣の下にありながら、実際には内閣の指揮監督を受けず、内閣の責任もおよばない行政機関」のことです。この独立行政委員会のことを「三三委員会」（国家行政組織法3条に基づいて設置される委員会）ともいいます。

このような独立行政委員会は、占領下にGHQの指導の下でたくさん作られ、最盛時には20以上存在しました。しかし、内閣の指揮監督権が及ばず（それ故、責任も負えない）、したがつて国会による民主的コントロールも及ばない独立行政機関を設置するのは、「行政権は、内閣に属する」と定めた憲法65条や「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ」と定めた憲法66条に違反しないかといった議論もあり、占領終結後は次第に廃止さ



人権救済機関は憲法違反の疑いが!

れてきました。現在、存在するのは7つの独立行政委員会のみです。

このような独立行政委員会「三三委員会」は、行政機関としてはあくまで例外的なものですから、その設置に際しては、憲法違反とならないか、その目的や権限につき、慎重かつ十分な検討がなされてしかるべきです。しかしながら、法務省は「その組織・救済措置における権限の在り方等は、更に検討するものとする」として具体的な権限も示さず、内閣からの独立が必要という理由のみで、「人権救済機関」を「三三委員会」として設置しようとしています。これでは本末転倒で、憲法違反の疑いさえ生じます。

結局、強力な「三三委員会」の設置を強引に認めさせて既成事実化し、その後で権限を強化していけば良いと考えているのではないのでしょうか。

**4** 「行革」にも逆行する「三三委員会」の設置

新たな人権救済機関「人権委員会」は、法務省の外局とされ、7人の委員からなる「三三委員会」として設置されます。この「中央人権委員会」は強大な権限を持ち、国会や内閣から独立している上、人権委員は身分保障までされていますから、もし政治的・思想的に偏向した人物が人権委員に任命されてしまったら大変です。

また、全国で発生する「人権侵害」を人権委員だけで処理することなど不可能ですから、相当数の事務局職員が新たに任用され、そのための人件費を手配する必要があります。もしこの事務局に思想的に偏った人権推進派が多数入り込み、実権を握ることにでもなれば、それこそ言論弾圧機関と化すことは目に見えています。さらに、全国都道府県の「地方人権委員会」のもとに置かれる人権擁護委員も、推進派が主張するように学校のいじめ問題まで対処しようとするのであれば、職員の数も膨大なものとなるでしょう。

これでは行政改革にも逆行します。毎年、赤字国債が増え続ける中で、今回、未曾有の東日本大震災に見舞われ、復興財源の捻出が最大の課題となっているにもかかわらず、国の貴重な財源を浪費し、現行の人権擁護制度に屋上屋を重ねるような危険な機関を設置する必要性など、一体どこにあるのでしょうか。